

まどか保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人大幸福社会
所 在 地	柏原市大県4丁目631
電 話 番 号	072-971-4520
代表者氏名	理事長 森本 節男

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	まどか保育園
施 設 の 所 在 地	柏原市大県4丁目631
連 絡 先	電話072-971-4520 FAX072-973-7011
管 理 者	園長 田口 貴子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 75人 満1歳以上満3歳未満の児童 36人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	1979年 3 月 8 日
事 業 所 番 号	

3 サービスの目的・運営方針

まどか保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援

等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1094.19㎡
	園庭	350.00㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	817.95㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	たんぽぽ組（満2歳児クラス）、すみれ組（満3歳児クラス）、さくら組（満4歳児クラス）、きく組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
職員休憩室	1 室	
事務室・医務室	1 室	

5 職員の設置状況（3月4日時点の見込み）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	2	2		
保育士	26	13	13	
栄養士	1	1		外部委託
調理員	3	3		外部委託

当園では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日 大阪府条例第103号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月28日から1月4日）及び日祝祭日が休園となります。

なお、夏季及び年度末、園の行事に伴う家庭保育協力日を求めることがあります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

在職[在学]証明書（原則時間外保育）要提出

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

在職[在学]証明書（原則時間外保育）要提出

※土曜日の保育について

保育標準時間認定・保育短時間認定の方共に、**土曜日保育申請書**提出して頂きます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時頃	15時15分頃	
1歳児	9時45分頃	11時頃	15時15分頃	
2歳児	9時45分頃	11時頃	15時15分頃	
3歳児		11時30分頃	15時15分頃	
4歳児		11時30分頃	15時15分頃	
5歳児		11時30分頃	15時15分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他

給食提供は外部委託にて提供します、管理栄養士の献立に基づき、園内で調理します。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	林診療所
医 院 長 名	林 真一郎
所 在 地	柏原市大県2丁目1-1
電 話 番 号	072-971-7901

(2) 歯科

医療機関の名称	ふじと歯科医院
医 院 長 名	藤戸隆亘
所 在 地	柏原市上市1-2-2アゼリア柏原413
電 話 番 号	072-971-7648

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 田口貴子、笹倉裕子、吉井美智子 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 072-971-4520 F A X 072-973-7011 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	山本昌代	電話番号 072-934-3359

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無
	・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難訓練は，毎月1回 消火訓練は年1回実施します。			

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園賠償責任保険3型・日本スポーツ振興
保険の内容	施設所有（管理）者賠償責任保険・災害共済保険
保険金	対人対物個々の内容による

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
政治活動，営利活動等	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する政治活動及び営利活動等のご遠慮ください。

17 当園建物調査結果

- ・2014年3月14日 石綿（アスベスト）調査結果、含有せず
- ・2015年1月10日 耐震調査結果 「新耐震基準法」での耐震性有りの報告

平成27年10月訂正版
 平成28年 3月訂正版
 平成31年 3月訂正版
 令和 3年 3月訂正版
 令和 4年 3月訂正版
 令和 6年 3月訂正版

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3歳児以上の主食費	月額 1,600円
	3歳児以上の給食費	4,500円
寝具リース費	午睡の為	月額 1,300円
新学期用品費他	クラス毎による(別紙1)	月額 円

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育に係る利用者負担額については、「柏原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の保育料に関する条例施行規則」第7条の規定を準用し、以下のとおりとする。

【延長保育料】

保育必要量	利用時間帯	利用料	上限額
保育標準時間認定	18:30～ 19:00	1回 200円	3,000円/月
保育短時間認定	7:30～9:00	1回 500円	上限なし
	17:00～ 18:30	1回 500円	
	18:30～ 19:00	1回 200円	3,000円/月

(備考)

- ・保育料が第1階層となる世帯は無料とする。
- ・同一世帯から2人以上の園児が利用する場合、第2子は上記金額の半額、第3子は無料とする。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、諸費受領書に毎月受領印を押印する。